

2022年12月21日 全7頁

四半期開示の見直しの内容が明確に

2022年度ディスクロージャーワーキング・グループ報告（案）の概要

金融調査部 研究員 藤野大輝

[要約]

- 2022年12月15日、金融庁金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ（令和4年度）の第4回会合で、「金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告（案）」が示され、大筋で合意が得られた。
- 四半期開示の見直しに関しては、四半期決算短信への「一本化」、上場会社への一律義務付け、開示内容の一部拡充（セグメント情報、キャッシュ・フローの情報等）、レビューの任意化（第1・3四半期）、取引所によるエンフォースメント、第2四半期については四半期報告書と同程度の内容・レビューを必要とする、などの方向性が示された。
- サステナビリティ情報に関しても、サステナビリティ基準委員会（SSBJ）とその開発基準を金融商品取引法令の中に位置付け、有価証券報告書でのサステナビリティ情報の開示に関して、国内で統一的に適用しうる開示基準を取り込んでいくことが考えられるとされた。サステナビリティ情報の保証について検討すべきポイントも示された。
- 2023年の通常国会に四半期開示の見直しの関連法案を提出することが想定されている。また、サステナビリティ情報の開示については「我が国におけるサステナビリティ開示のロードマップ（案）」が示され、今後これに沿って各種議論を進めていくことが期待されている。

1. 金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告（案）

2022年12月15日、金融庁金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ（令和4年度）（以下、DWG）の第4回会合が開催された。当会合では第1回から議論されていた企業情報の開示のあり方について、検討の結果をとりまとめた「金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告（案）」（以下、DWG 報告（案））が示され、これについて大筋で合意が得られた。

2022年度のDWGでは、四半期報告書（第1・第3四半期）を廃止し四半期決算短信に「一本

化」するという四半期開示の見直しを行うにあたっての課題¹や、わが国のサステナビリティ情報の開示基準の検討や意見発信を行うために財務会計基準機構（FASB）の下に設置されたサステナビリティ基準委員会（SSBJ）の役割の明確化に関する検討が行われた。DWG 報告（案）はこれらの事項についての検討結果をとりまとめたものであり、本稿ではこの案をベースにその概要を整理する。なお、DWG の第 4 回会合でも活発な議論が行われ、報告が最終化される際には修正が入る可能性もあることには留意が必要である。

2. 四半期開示の見直しの方向性

図表 1 DWG 報告（案）における四半期開示の見直しに関する概要

四半期決算短信の義務付け	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当面は、<u>四半期決算短信を一律に義務付けることが考えられる</u> ・ 適時開示の充実の達成状況や開示を巡る企業の意識の変化、有価証券報告書の開示タイミングの状況等を踏まえた上で、四半期決算短信の任意化について幅広い観点から継続的に検討していくことが考えられる
適時開示の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業の積極的な適時開示を促すために、<u>適時開示ルールの見直し（細則主義から原則主義へ）の見直し、包括条項における軽微基準の見直し</u>について、取引所において継続的に検討を進めることが考えられる ・ 将来的に、<u>重要な適時開示事項について臨時報告書の提出を求めることを検討することが考えられる</u>
開示内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 投資家の要望が特に強い事項（セグメント情報、キャッシュ・フローの情報等）について、<u>四半期決算短信の開示内容を追加する方向で、取引所において具体的に検討を進めることが考えられる</u>
監査人によるレビュー	<ul style="list-style-type: none"> ・ 四半期決算短信については<u>監査人によるレビューを一律には義務付けないことが考えられる</u>（ただし、企業が任意でレビューを受けることを妨げないこととともに、投資家への情報提供の観点からレビューの有無を四半期決算短信において開示することが考えられる）
虚偽記載に対するエンフォースメント	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引所において、<u>エンフォースメントをより適切に実施していくことが考えられる</u> ・ 法令上のエンフォースメントについて、<u>四半期決算短信に関しても虚偽記載について民刑事の責任や課徴金などの対象とすることは現時点では不要とすることが考えられる</u>
半期報告書中間監査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 2 四半期報告書を金融商品取引法上の半期報告書として提出する ・ 上記の半期報告書については、<u>現行の第 2 四半期報告書と同程度の記載内容と監査人のレビューを求め、提出期限を決算後 45 日以内とすることが考えられる</u>

（注）下線は筆者によるもの。

（出所）金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」（第 4 回）（2022 年 12 月 15 日）資料 1「金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告（案）」より大和総研作成

（1）四半期決算短信の義務付け

欧州で四半期開示の義務付けが廃止されていることや企業の事務負担が大きいことを背景に、四半期開示の見直しに際して、「一本化」後の四半期決算短信の任意化を求める意見が見られた。

¹ 2021 年度における四半期開示の見直しに関する議論や、一本化に係る課題については、[拙稿「ディスクロージャーワーキング・グループ報告（四半期開示の見直し）」](#)（2022 年 6 月 21 日、大和総研レポート）を参照。

一方で、欧州では適時開示が充実しており株主総会前に十分な期間をあけて有価証券報告書が開示されているが、わが国ではそのような企業の意識や姿勢が整っていないという意見もあり、当面は四半期決算短信を一律に義務付けることが考えられるとされた。

なお、この「当面は」という表現に関して、将来的に四半期決算短信を任意化することが既定路線とされたという意味ではないことには留意が必要である。あくまでも、企業の開示に対する意識の改善・向上、企業が積極的に投資家へ充実した情報を提供するような市場環境の確立により、上記のような任意化反対の意見に係るような懸念を払しょくすることが第一である。適時開示の充実の達成状況や開示を巡る企業の意識の変化、有価証券報告書の開示タイミングの状況等を含め、任意化については幅広い観点から継続的に検討していくことが考えられるとされた。

(2) 適時開示の充実

近年の新型コロナウイルス感染症拡大やロシア・ウクライナ情勢のような、想定外の事象について、企業が適切にリスクの識別・評価を行い、適時開示を充実させていくことの重要性は高い。また、(1)で前述した通り、四半期開示の任意化の前提としても、適時開示の充実は重要な考慮要素である。

企業の積極的な適時開示の促進が求められる中、取引所における好事例の公表やエンフォースメントの強化のほか、適時開示ルールの見直しについて、取引所において継続的に検討を進めることが考えられるとされた。例えば、適時開示に係る開示対象について欧米では具体的な判断基準などが定められておらず、企業が開示事項や重要性を自らの責任において判断する「原則主義」に基づいた形となっている。一方で、わが国では開示対象が具体的に列挙されているほか、重要性の判断基準に関して連結売上高の増加または減少見込額が、直前連結会計年度の連結売上高の10%に相当する額以上などの包括条項における軽微基準が定められている。このようなわが国の「細則主義」の考え方から「原則主義」への見直しや、包括条項における軽微基準の見直しなど、適時開示ルールの見直しを図り、企業の取り組みを後押しすることが考えられている。なお、適時開示の該当事由とインサイダー取引規制の該当事由は多くが共通しているため、見直しの際にはインサイダー取引規制との関係を考慮した検討が必要とされた。

また、適時開示情報の信頼性確保に関して、将来的に、重要な適時開示事項（例えば、企業が公表する重要な財務情報等）について臨時報告書の提出を求めることを検討することが考えられるとされた。ただし、企業負担を考慮し、具体化の際には重要な適時開示事項の範囲や将来情報が含まれる場合の取扱いについて検討していくことが考えられるともされた。さらに、同じ情報を適時開示と臨時報告書で2度提出することを避けるための制度上の整理やシステムの検討も重要視されている。

(3) 四半期決算短信の開示内容

四半期決算短信への「一本化」が開示の後退ととられないようにする観点から、原則として速報性を確保しつつ、投資家の要望が特に強い事項（セグメント情報、キャッシュ・フローの情報等）について、四半期決算短信の開示内容を追加する方向で、取引所において具体的に検討を進めることが考えられるとされた。

なお、下記の（注）が付された四半期報告書における重要な変更があった場合に開示が求められる項目については、臨時報告書の提出事由とすることが考えられるとされた。

図表 2 四半期報告書と四半期決算短信の間での開示内容の違い（概要）

四半期報告書	四半期決算短信
<ul style="list-style-type: none"> ・ 主要な経営指標等の推移 ・ 事業の内容(注) ・ 事業等のリスク(注) ・ 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析(MD&A) ・ 経営上の重要な契約(注) ・ 株式等の状況 ・ 役員の状況(注) ・ 四半期連結財務諸表 ・ 注記(四半期決算短信で求められるものに加え、セグメント情報など) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ サマリー情報(業績予想を含む) ・ 継続企業の前提に関する重要事象等 ・ 四半期連結財務諸表 ・ 注記

(注) 重要な変更があった場合などに記載が求められる。

(出所) 法令諸規則より大和総研作成

(4) 監査人によるレビュー

「一本化」後の四半期決算短信へのレビューに関しては、財務情報の信頼性の確保や虚偽記載の早期発見などの観点から義務付けを求める意見が見られた。他方、半期報告書や有価証券報告書で監査・レビューが行われていることで信頼性が確保されているほか、速報性のためにもレビューの義務付けを不要とする意見もあり、こうした観点から、監査人によるレビューを一律には義務付けないことが考えられるとされた。ただし、企業において任意でレビューを受けることを妨げないこととともに、投資家への情報提供の観点からレビューの有無を四半期決算短信において開示することが考えられるともされた。

また、会計不正が起こった場合（これに伴い、法定開示書類の提出が遅延した場合を含む）や企業の内部統制の不備が判明した場合、取引所規則により一定期間、監査人によるレビューを義務付けることが考えられるとされた。

(5) 虚偽記載に対するエンフォースメント

「一本化」後の四半期決算短信の虚偽記載に対しては、まず取引所において、エンフォースメ

ントをより適切に実施していくことが考えられるとされた。四半期決算短信の虚偽記載について民刑事の責任や課徴金などの対象とするか(法令上のエンフォースメント)に関しては、第1、第3四半期に対しては不要とすることが考えられるとされた。ただし、相場変動を図る目的など、意図的で悪質な虚偽記載が行われた場合には、四半期決算短信を含む取引所の適時開示について、現行でも金融商品取引法上の罰則の対象となると考えられている。

また、(2)で前述の通り、適時開示を充実していく中で、その信頼性を確保する観点から、**将来的に、重要な適時開示事項(例えば、企業が公表する重要な財務情報等)を臨時報告書の提出事由とする場合には、四半期決算短信に含まれる情報も重要な適時開示事項に含め臨時報告書の提出事由とすることを検討していく**ことが考えられるとされた。この場合、四半期決算短信に含まれる情報についても臨時報告書で開示されることで、金融商品取引法に基づくエンフォースメントの対象となることが想定される。

(6) 半期報告書・中間監査

金融商品取引法では、有価証券報告書の提出義務がある会社のうち、四半期報告書の提出義務がない会社は半期報告書を半期経過後に3ヶ月以内に提出することが求められている。第1、第3四半期報告書を廃止した場合の半期報告書については、第2四半期報告書と同程度の記載内容と監査人のレビューを求め、提出期限を決算後45日以内とすることが考えられるとされた。なお、非上場企業についても上記の半期報告書の枠組みでの開示を選択可能とすることが考えられるとされた。

(7) その他

法定開示である半期報告書、臨時報告書については、公衆縦覧期間がそれぞれ提出後から3年間、1年間となっている。しかし、これらの報告書の虚偽記載に対する課徴金の除斥期間はともに提出後から5年間である。つまり、これらの報告書に対して、課徴金納付命令が行われる際に、公衆縦覧期間が終了している事態が生じかねない状態にある。四半期報告書の廃止に伴い、半期報告書、臨時報告書の重要性も高まることなどを踏まえ、両報告書の公衆縦覧期間については、金融商品取引法を改正し、5年間へ延長することが考えられるとされた。

3. サステナビリティ情報開示

サステナビリティ情報の開示に関しては、国際的に利用可能なベースラインとなる開示基準を作成するために、IFRS財団が国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)を設立し、検討を進めている。ISSBは2022年3月に既にサステナビリティ全般、気候変動に係る開示基準の公開草

案をそれぞれ公表しており、2023 年上半期にはこれらの最終化が見込まれている²。わが国も ISSB の動向に対応して財務会計基準機構（FASB）の下にサステナビリティ基準委員会（SSBJ）を設立し、意見発信やわが国での開示基準の検討を行っている。2022 年度の DWG ではこの SSBJ の役割や、サステナビリティ情報に対する第三者による保証などについて検討が行われた。

まず、有価証券報告書でのサステナビリティ情報の開示に関しては、比較可能性を確保するために、国内において統一的に適用しうる開示基準を取り込んでいくことが考えられるとされた。その上で、サステナビリティ情報の開示基準の設定主体と開示基準自体を金融商品取引法令の中に位置付けることが考えられるとされた。今後、必要となる関係法令を整備し、SSBJ が開発する基準について、個別の告示指定によりわが国の「サステナビリティ開示基準」として設定することで、サステナビリティ開示の比較可能性を確保し、投資家に有用な情報を提供していくことが重要であるとされている。

サステナビリティ情報に対する第三者による保証に関しては、国際的には国際監査・保証基準審議会（IAASB）で基準開発に向けた検討が進められている。わが国で有価証券報告書でのサステナビリティ情報の開示を行っていくためにも、将来的に、当該情報に対して保証を求めていくことが考えられるとされた。その上で、下記のようなポイントについて DWG（案）報告で記載されており、今後検討が行われていくものと考えられる。

図表 3 DWG 報告（案）におけるサステナビリティ情報に対する保証に関する概要

保証の範囲	<ul style="list-style-type: none"> どの範囲に対して保証を求めるかについて検討する必要がある
法令上の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> 有価証券報告書のサステナビリティ情報に対して保証を求める場合には、<u>金融商品取引法</u>において規定することが必要になると考えられる
保証の担い手	<ul style="list-style-type: none"> 財務諸表の監査業務を行っている<u>公認会計士・監査法人</u>によって担われることが考えられる なお、サステナビリティというテーマが広範であり、多様な専門性も必要とする領域であることを踏まえると、<u>保証の担い手を広く確保することも重要だ</u>と考えられる 担い手の要件については、独立性や高い専門性、品質管理体制の整備、当局による監督対象となっていることなどが考えられる 保証の担い手を法制度の中で位置づけることで、保証業務の一定の品質を確保し、必要な場合にはサンクションを設けておくことや、当局の監督対象とすることが考えられる
保証基準、保証水準	<ul style="list-style-type: none"> 我が国の開示基準に基づくサステナビリティ情報に対して、国際的な保証基準と整合的な形で保証が行われることが、比較可能性の確保に資すると考えられる 有価証券報告書で、保証を受けている旨を記載する際には、例えば、保証業務の提供者の名称、準拠した基準や枠組み、保証水準、保証業務の結果、保証業務の提供者の独立性等について明記することが重要であり、必要に応じてこのような取扱いを明確化することが考えられる

（注）下線は筆者によるもの。

（出所）金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」（第 4 回）（2022 年 12 月 15 日）資料 1「金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告（案）」より大和総研作成

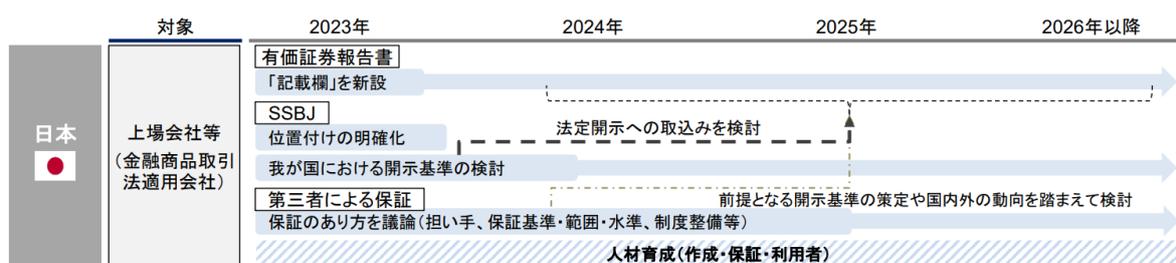
² ISSB の各基準について、詳しくは拙稿「[企業のサステナビリティ情報の開示に関する国際的な基準案が公表](#)」（2022 年 4 月 22 日、大和総研レポート）、同「[企業の気候変動情報の開示に関する国際的な基準案が公表](#)」（2022 年 4 月 22 日、大和総研レポート）を参照。

4. 今後のスケジュール

四半期開示の見直しについては、2022年6月7日に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」において、「金融商品取引法上の四半期報告書を廃止して、取引所の四半期決算短信に『一本化』することとし、具体策を本年内に検討した上で、関連法案を提出する」(p. 33) とされた。あわせて公表された「新しい資本主義実行計画工程表」では、2023年の通常国会に関連法案を提出することが記載されている。国会での審議を経てから、金融商品取引法を含む法令の改正が行われるため、四半期報告書の廃止は2024年以降になることが予想される。

サステナビリティ情報の開示については、DWG報告(案)とあわせて「我が国におけるサステナビリティ開示のロードマップ(案)」が示された。ロードマップに沿って、サステナビリティ情報の開示基準の開発や法定開示への取り込み、保証のあり方に関する議論などを進めていくことが期待されている。

図表4 我が国におけるサステナビリティ開示のロードマップ(案)



(出所) 金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」(第4回)(2022年12月15日)資料2「我が国におけるサステナビリティ開示のロードマップ(案)」一部抜粋